

令和 7 年度
茨城県農業再生協議会臨時総会

日 時 令和 7 年 12 月 23 日 (火)
午後 3 時 30 分から
場 所 水戸京成ホテル 2 階「瑠璃の間」

茨城県農業再生協議会

茨城県農業再生協議会臨時総会 次第

日 時： 令和 7 年 12 月 23 日（火） 午後 3 時 30 分から
場 所： 水戸京成ホテル 2 階「瑠璃の間」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事録署名人の選任及び書記任命

4 議 事

（1）情報提供

米をめぐる状況について

（2）協議事項

第 1 号議案 令和 8 年産水田における需要に応じた生産に係る基本方針（案）について

第 2 号議案 令和 8 年産米の生産数量目標に相当する数値等の配分（案）について

第 3 号議案 令和 8 年度産地交付金の活用方法（案）について

第 4 号議案 いばらきの酒米生産振興緊急支援事業に係る令和 7 年度事業計画（案）及び
収支予算（案）の承認について

第 5 号議案 役員の補欠選任（案）について

（3）報告事項

① 令和 7 年産需要に応じた米生産の推進結果について

② 飼料用米の多収品種への移行について

③ 令和 7 年度畑地化促進事業の実施状況について

④ 令和 6 ・ 7 事業年度施設園芸等燃料価格高騰対策の取組について

⑤ 令和 7 年度国内肥料資源利用拡大対策事業について

⑥ いばらきの酒米生産振興緊急支援事業について

⑦ 令和 7 年度産地づくりに向けた体制構築支援事業について

⑧ 令和 7 年度上期内部監査結果について

5 その他

6 閉 会

令和7年度茨城県農業再生協議会臨時総会出欠

	組 織	役 職	氏 名	出 欠
会 長	茨城県農林水産部	部長	三 宅 建 史	出席
副会長	茨城県農業協同組合中央会	専務理事	寺 山 正 史	出席
	全国農業協同組合連合会茨城県本部	副本部長	前 野 三 千 丈	出席
	茨城県食糧集荷協同組合	専務理事	藤 枝 弘 幸	出席
監 事	茨城県食糧販売協同組合	理事長	土 田 敏 幸	代理出席
	茨城県農業共済組合連合会	参事	小 室 隆 則	出席
	茨城県信用農業協同組合連合会	代表理事専務	岡 部 信 義	出席
	一般社団法人茨城県農業会議 (茨城県担い手育成総合支援協議会) (茨城県耕作放棄地対策協議会)	専務理事	郡 司 彰	出席
	茨城県土地改良事業団体連合会	専務理事	金 徹	委任状
	公益社団法人茨城県農林振興公社	常務理事	加倉井 直 樹	出席
	公益社団法人茨城県畜産協会	専務理事	松 本 茂	出席
	茨城県農業経営士協会	会長	松 崎 正 市	出席
	茨城県農業法人協会	会長	宮 本 貴 夫	委任状
	茨城県認定農業者協議会	会長	岡 部 洋 治	出席
	茨城県稻作経営者会議	会長	横 田 修 一	出席
	県北地区農業協同組合協議会 (JA常陸)	会長	秋 山 豊	出席
	鹿行地区農業協同組合協議会 (JAほこた)	会長	菅 谷 正	出席
	県南地区農業協同組合協議会 (JAやさと)	会長	神 生 賢 一	出席
	県西地区農業協同組合協議会 (JA茨城むつみ)	会長	石 塚 克 己	出席
	茨城県農林水産部産地振興課	課長	松 浦 和 哉	出席
	茨城県県北農林事務所	所長	植 田 朋 弘	代理: 次長 加藤 康明
	茨城県県央農林事務所	所長	飛 田 聰 志	出席
	茨城県鹿行農林事務所	所長	倉 持 明 彦	出席
	茨城県県南農林事務所	所長	岩 田 一 俊	出席
	茨城県県西農林事務所	所長	中 原 健 次	出席
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター	センター長	柴 崎 弘 治	出席
オブザーバー	関東農政局茨城県拠点	地方参事官	竹 山 浩 一	出席

出席者計25名（会員24名（会員26名中 本人出席22名、代理出席2名、委任状2名）、オブザーバー1名）

(随行)

	組 織	役 職	氏 名
	関東農政局茨城県拠点地方参事官室	総括農政推進官	浅川 純郎
	関東農政局茨城県拠点地方参事官室	主任農政推進官	望月 弘樹
	茨城県県北農林事務所農業振興課	係長	沼生 歩

計3名

(事務局)

	組 織	役 職	氏 名
事務局次長	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター	副センター長兼室長	田中 研一
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター	農業政策推進室次長	大関 久夫
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター		大和田 憲秀
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター		寺山 義弘
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター		鈴木 和美
事務局長	茨城県農林水産部産地振興課	水田農業推進専門監	皆川 剛
	茨城県農林水産部産地振興課	課長補佐	石川 正浩
	茨城県農林水産部産地振興課	係長	川又 快
	茨城県農林水産部産地振興課	主任	植木 崇斗
	茨城県農林水産部産地振興課	主事	鈴木 悠斗
	茨城県農林水産部産地振興課	主事	藤本 雛子
	茨城県農林水産部産地振興課	事務支援員	重藤 富美江
	茨城県農林水産部農業技術課	主事	山本 知成

計13名

第1号議案

令和8年産 水田における需要に応じた生産に係る基本方針について

令和7年12月
茨城県農業再生協議会

人口減少や高齢化、食や生活様式の多様化が進展する中、主食用米の需要量は減少していくと見込まれている。本県では水田における農業経営の安定のため、国が策定する米穀の需給見通し等を基に生産数量目標に相当する数値（以下、「目安」という。）を設定し、その達成に向けて取り組んできた。

令和7年産においては、前年の夏季高温の影響による精米歩留まりの低下、訪日外国人による米の需要量増加等に起因した主食用米の不足が発生し、米価が著しく高騰した。このため、国では、緊急的に備蓄米の放出等の対応を行ったところである。また、本県を始め、全国的に飼料用米等から主食用米への回帰が大幅に進んだ結果、令和8年の6月期末在庫量は200万トンを超えると見込まれ、今後の米価は不透明な情勢となっている。

さらに、国際情勢の不安定化による生産資材価格の高止まり、令和9年からの水田政策の見直しなど、水田農業経営を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており。

こうした状況の中、中長期的な視点に立って、本県水田農業の発展と水田経営の安定化を図るため、関係機関が連携し、県一体となった取組を推進していく。令和8年産についても、地域農業再生協議会の要望を踏まえ、目安を設定して通知することとし、消費者に米を安定的に供給できるよう、主食用米の需要に応じた生産に取り組む。需給緩和に備えて、定着性が高く今後も需要が見込まれる麦や大豆、野菜等の高収益作物への転換の取組も継続していく。輸出用米等の新規需要米等については、産地化を見据えた取組を推進していく。

1 需要に応じた生産の必要性および支援制度の周知

全国および県内における米をめぐる状況や需要に応じた生産の必要性、国等の支援制度について、生産者の経営形態や規模に関わらず生産者全てに対し、作付前の周知を重点的に実施する。

- (1) 飼料用米等の新規需要米や麦、大豆、野菜等の取組者に対する作付意向確認
- (2) 水田農業の担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）への周知
- (3) チラシやマスコミ、広報誌、ホームページ、SNS等を活用した広報活動
- (4) 説明会、研修会、検討会等あらゆる機会における周知
- (5) JAや集荷業者、農産物検査機関、農業委員、農地利用最適化推進委員等、農家に直接対応する者への周知・働きかけ

2 地域の実態と市場動向等を踏まえた「水田収益力強化ビジョン」の策定と実現

ほ場条件等の生産環境や担い手の状況など、地域の実態や課題、土地改良事業との連携による圃場整備と一体的な作付転換、品目ごとの需給見通しや産地での販売戦略等を踏まえ、水田農業の高収益化を図るために「何を（品目）どれだけ（作付規模）生産していくのか」等を記した、「水田収益力強化ビジョン」を策定し、そのビジョンの実現に向けて、関係者一丸となって取り組む。

- (1) 早急に品目ごとの現状と課題を整理し、令和8年産の作付計画を作成
- (2) 中長期的な視点から、水田農業における目指すべき将来像を検討
- (3) 地域段階においても（1）、（2）に基づいた、ビジョンが策定されるよう支援
- (4) 品目別の方向性については次のとおり
 - ・主食用米：消費者への安定供給のため、需要に応じた生産を推進する。
　　酒造好適米については、国・県の支援制度を活用した実需者への安定供給に向けた取組を推進
 - ・飼料用米：実需者への安定供給のため、多収品種の導入や品種特性にあった栽培管理の徹底等によって収量向上など生産性を高める。なお、令和9年産に向けては、需要に応じた多収品種の種子確保を進めていく
 - ・輸出用米：実需者が求める品質・価格帯に対応した生産を推進するとともに、輸出に取り組む事業者や県内の輸出米協議会と連携して取組拡大を推進
 - ・米粉用米：ニーズに合った加工適性の高い専用品種での取組拡大を推進することで、既存取引先との連携強化を図るとともに、新たな販売先を開拓する
 - ・加工用米：実需者との結びつきに基づいた取組拡大を推進
 - ・麦、大豆、そば、飼料作物：実需者が求める品目・品種の生産と品質の確保、取組拡大を推進するとともに、地域の実情や品目の特性に合わせて、畑地化や連作障害回避に有効なブロックローテーション・田畠輪換等の検討を促していく
 - ・野菜、花き、果樹等の高収益作物：ほ場条件や担い手の状況等、地域の特性や実情に応じて、水田農業高収益化推進計画の作成や畑地化を前向きに検討しつつ、需要がある品目の取組拡大を推進
 - ・子実用とうもろこし：麦、大豆を作付する経営体の輪作作物としての導入を推進するとともに、畜産部門との連携により実需者との結びつきを強化していく

3 生産性向上等による水田経営安定化に向けた取組の推進

転換品目の定着および本作化のため、収量・品質の向上技術、高温耐性品種やコスト低減技術の導入、規模拡大による効率化、土づくりなどにより生産性を向上し、所得の増加を図る。

- (1) 新規需要米や加工用米については、栽培環境や需要に合った多収品種等の導入や、品種特性、生育に応じた適切な肥培管理、病害虫防除による収量・品質の向上と安定生産を推進。
　　さらに、流し込み施肥や直は栽培、高密度播種育苗などコスト低減技術の導入とともに、早晚性の異なる品種導入による作期分散を推進
- (2) 新規需要米や麦、大豆、露地野菜などの土地利用型作物については、土地改良事業の活用や、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化による規模拡大と生産性の向上を推進
- (3) 加工用米及び輸出用米、麦、大豆、高収益作物（加工・業務用）、子実用とうもろこしなど、国のコメ新市場開拓等促進事業もしくは畑作物产地形成促進事業の対象作物については、事業を活用した低コスト生産の取組を推進
- (4) 緑肥など地力増進作物の作付等による土づくりを推進

令和8年度経営所得安定対策等の推進における 対象品目ごとの主な取組と目標について

令和7年12月
茨城県農業再生協議会

本県における水田農業の経営安定に向けて、需要に応じた生産を実現するとの考え方のもと、農業者団体等及び行政が一致協力し、「令和8年産 水田における需要に応じた生産に係る基本方針」及び「水田収益力強化ビジョン」に基づいて取組む。

主食用米については、消費者に安定供給していくことを重視しつつ、需要に応じた生産を推進する。需給緩和に備えて、定着性が高く、収益性が高い野菜等の高収益作物、麦・大豆等への転換に取組んでいく。ただし、こうした転換作物の作付が難しい湿田では、輸出用米や米粉用米、加工用米への転換を推進する。飼料用米については作付維持を図っていく。

なお、主食用米からの転換にあたっては、経営所得安定対策やコメ新市場開拓等促進事業、畑作物产地形成促進事業、国産小麦・大豆供給力強化総合対策、畠地化促進事業等の支援策の活用を推進しつつ、下記の取組を行うことにより目標面積の達成を目指す。

(単位 : ha)

対象品目	取組内容等	R7 実績面積 (うち基幹作)	R8 目標面積 (うち基幹作)
主食用米	<ul style="list-style-type: none">・基本技術の励行と適切な病害虫防除による高品質かつ需要に応じた米づくり・高温対策技術の普及と高温の影響を受けにくい品種の導入・熟期の異なる品種の導入による作期分散の推進・大規模経営による低コスト・省力栽培及びスマート農業技術の導入・生産段階における事前契約の推進	66,700	64,999
麦 (R8産)	<ul style="list-style-type: none">・排水対策の徹底及び赤かび病等病害虫防除の徹底等、基本栽培技術の励行による安定生産の推進(契約数量の確保)・茨城県民間流通麦地方連絡協議会等を通じて、品種ごとに実需者の需要に応じた生産を推進(需要の大きい小麦(さとのそら、ゆめかおり)、六条大麦を中心に作付を拡大)・そばの混入防止の徹底・5年水張りルールへの対応・ブロックローテーションの促進	4,104 (3,561)	4,371 (3,871)
大豆	<ul style="list-style-type: none">・排水対策の徹底等基本栽培技術の励行による安定生産の推進(収量の確保)・5年水張りルールへの対応・ブロックローテーションの促進	1,902 (639)	2,275 (762)
そば	<ul style="list-style-type: none">・「常陸秋そば」の種子更新による収量、品質の安定化やブランド化の推進による需要拡大・5年水張りルールへの対応	1,079 (392)	1,274 (415)

対象品目	取組内容等	R7 実績面積 (うち基幹作)	R8 目標面積 (うち基幹作)
加工用米	・安定生産を目的とした複数年契約の推進 ・実需者ニーズに基づいた品種の導入と安定生産	1,082	1,350
飼料用米	・多収品種の作付を推進するとともに、品種特性や生育に応じた適切な肥培管理及び病害虫防除を技術指導し、収量を確保 ・収量向上により安定経営を実現し作付維持を図る	4,173	4,173
米粉用米	・実需者との結びつきに基づく需要に応じた生産の推進 ・米粉用の専用品種の導入と適切な肥培管理による収量の確保	98	150
WCS用稻	・契約済の畜産農家に対して今後も使用を働きかけるとともに、その拡大に向けて、地域内で連携した取組を推進	546	602
輸出用米	・県輸出米協議会や県内輸出事業者と連携して需要に応じた生産を進めるとともに、一層の生産コスト削減の取組を支援 ・安定生産を目的とした複数年契約の推進	898	1,400
備蓄米	・県優先枠を活用した推進	0	200
高収益作物	・加工、業務需要の回復を見据えつつ、高い収益が期待でき、需要がある園芸作物等の生産拡大を推進 ・排水条件の良い陸田や、土地改良区における作付の推進 ・畑地化支援や定着促進支援の活用による取組の定着化 ・子実用とうもろこしの輪作作物としての導入は、生産性向上に資することから、作付拡大を推進	4,138	4,213
飼料作物	・飼料作物は畜産団体と連携のうえ、作付拡大を推進	480 (390)	551 (420)
地力増進作物	・主食用米から麦・大豆、高収益作物等への転換を行う前に土づくりのため、緑肥等の作付を推進	33	40

※高収益作物の令和7年度実績面積は11月末時点の見込み値

第2号議案

令和8年産米の生産数量目標に相当する数値等の配分について

本県では地域協議会の要望を踏まえ、国の指針を基に主食用米の適正生産量を「生産数量目標に相当する数値」（以下、「目安」）として設定し、需要に応じた米生産を推進。

令和8年産の目安設定にあたっては、全国の主食用米の適正生産量に本県産米の需要実績シェアを乗じて基本数量とし、主産地として安定供給を図る観点から、需要が最大で推移した場合の本県産米の在庫状況を加味して算出する。目安の換算面積については、令和7年産米実績から1,701ha 少ない64,999haとする。

1 令和8年産米の全国の主食用米等生産量の見通し

国は、令和7年10月31日（金）に公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、令和8年産における主食用米等の需要に応じた適正生産量として、令和7年産実績から36万トン少ない711万トンと設定（表1）。

表1 全国の主食用米等生産量の実績及び見通し (単位：万トン)

年	R3	R4	R5	R6	R7	R8
生産量	701	670	661	679	747	<u>711</u>

※R3～R7は実績、R8は「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で示された適正生産量

2 本県の目安について

(1) 本県の目安の算出方法

本県の目安は、全国の主食用米等生産量の見通しの711万トンに、直近5年間（令和2年～令和6年産）の全国の需要実績に対する本県のシェア4.70%を乗じた数量を基本とする。

さらに、令和8年産においては、需要量が最大で推移した場合でも、県産米の6月期末在庫量が適正水準（1か月あたり需要量の2.7か月分）となるよう、基本数量のみでは不足する量について目安に加味する。

また、算出した目安数量について、近年の状況を反映するため、本県の直近5年の単収実績のうち中庸な3年の平均単収(535kg/10a)で除し、令和8年産の面積換算値を設定する。

【本県の需要実績シェア】

$$4.70\% = R2 \sim R6 \text{における本県の平均需要実績 } 330,251 \text{ トン} /$$

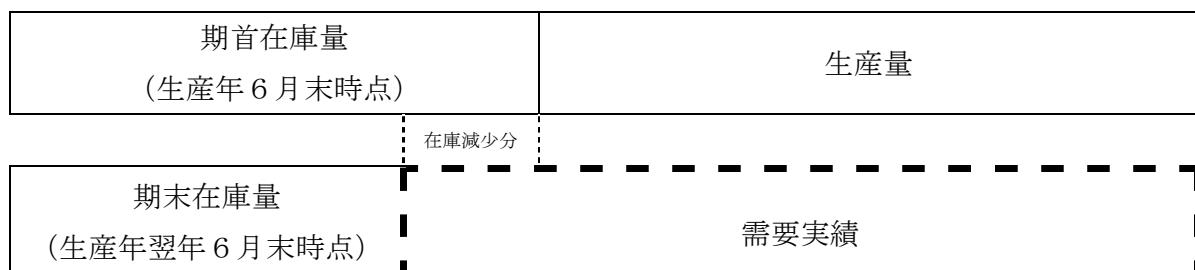
$$R2 \sim R6 \text{における全国の平均需要実績 } 7,028,400 \text{ トン} \times 100$$

(参考1) 国の需給見通しについて

需要見通しについては、インバウンド需要量を盛り込むほか、1人あたり精米消費量（過去5年の平均値～最大値）、精米歩留まり（過去5年の平均値～最低値）を考慮し、令和7年（697～711万トン）、8年（694～711万トン）と推測。適正生産量は、需要見通しに対して余裕をもった数量となるよう、最大需要量と同等に設定。

(参考2) 需要実績の算出方法について

農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、需要実績は生産年7月から生産翌年6月までの1年間について、主食用米生産量、民間在庫量の増減を基に算出される。



(参考3) 算出に用いる本県シェアについて

(単位：%)

年	R3	R4	R5	R6	R7	<u>R8</u>
目安の算出に用いるシェア	4.63	4.67	4.70	4.70	4.66	<u>4.70</u>

※R8はR6時点の実績シェアを基に算出した参考値であり、実績シェアの変動に伴い変化する場合がある。

(参考4) 面積換算に用いる平均单収について

(単位：kg/10a)

年	R3	R4	R5	R6	R7	<u>5中3平均</u>
県の单収実績	543	532	530	542	529	<u>535</u>

(2) 目安の算出において加味する在庫量の考え方

基本数量のみを生産し、需要量が最大で推移した場合、本県における令和9年6月期末在庫数量は、6.16万トンとなる（表2）。この数量は、本県需要量の約2.2か月分に相当し、米不足が生じていなかった期間（平成30～令和4年産）における期末在庫の供給可能月数から算出した適正期末在庫量（1か月あたり需要量の2.7か月分）と比較して低い水準と

なる（表2、3）。そのため、米主産地として端境期まで安定供給できるよう、需要量の約0.5か月分（1.36万トン）を生産量に上乗せする。

表2 基本数量を生産し、需要量が最大で推移した場合の本県の需給見通し
(万トン)

令和 7 /8 年	令和7年6月末民間在庫量	A	4.30	
	令和7年度主食用米等生産量	B	35.28	66,700ha × 5.29t/ha
	令和7/8年主食用米等需要量	C	33.42	国の需給見通しの年間需要量最大値（711万トン）に本県シェア（4.70%）を乗じた
	令和8年6月末民間在庫量	D=A+B-C	6.16	

令和 8 /9 年	令和8年6月末民間在庫量	E=D	6.16	
	令和8年度主食用米等生産量	F	33.42	国の需給見通しの生産量（711万トン）に本県シェア（4.70%）を乗じて算出した基本数量
	令和8/9年主食用米等需要量	G	33.42	国の需給見通しの年間需要量最大値（711万トン）に本県シェア（4.70%）を乗じた
	令和9年6月末民間在庫量	H=E+F-G	6.16	需要量の2.21か月分となり、不足する可能性あり

表3 県産米の期末在庫の供給可能月数の推移
(単位：か月)

年	H30	R元	R2	R3	R4	適正在庫
月数	2.2	2.6	2.8	2.9	3.0	2.7

※供給可能月数は、各年の6月期末在庫数量（生産年の翌年）/1か月当たり需要量で算出

※適正在庫月数は、期間内の供給可能月数の5年平均により算出

（3）上記の（1）（2）を基に算出した本県の令和8年産米の目安

$$\begin{aligned}
 \text{基本数量} &= \text{全国の主食用米等生産量} \times \text{本県シェア} \\
 (334,170 \text{ トン}) &\quad (711 \text{ 万トン}) \quad (4.70\%) \\
 \text{上乗せ数量} &= (\text{適正在庫月数} - \text{令和9年6月の予測在庫月数}) \times \text{本県1か月需要量} \\
 (13,574 \text{ トン}) &\quad (2.7 \text{ か月}) \quad (2.21 \text{ か月}) \quad (2.78 \text{ 万トン}) \\
 \text{目安面積} &= (\text{基本数量} + \text{上乗せ数量}) \div 5 \text{ 中 } 3 \text{ 平均単収} \\
 (64,999\text{ha}) &\quad (334,170 \text{ トン}) \quad (13,574 \text{ トン}) \quad (5.35 \text{ t/ha})
 \end{aligned}$$

※ラウンドの影響により、数値が一致しない場合がある

表4 本県の令和8年産米及び令和7年産米の比較

年	目安		実績	
	面積	数量	面積	数量
令和7年 (A)	60,910 ha	320,994 トン	66,700 ha	352,800 トン
令和8年 (B)	64,999 ha	347,744 トン	-	-
対 前年	差 (B) - (A)	4,089 ha	26,750 トン	▲1,701 ha ▲5,056 トン
	比 (B) / (A)	106.7 %	108.3 %	97.4 % 98.6 %

※実績欄の対前年の数値は、令和8年目安値と令和7年実績値との比較

※令和7年産米目安においては、平年单収（527kg/10a）を用いて面積換算していたため、数量と面積換算の対前年比が一致しない

3 市町村の目安について

県全体の令和8年産米の目安の増加分 26,750 トン（表4）について、令和7年産の市町村ごとの目安のシェアに応じて配分し、それぞれの市町村の増加量を令和7年産米の目安に加えて、令和8年産米の目安を設定する。

また、市町村の令和8年産米の目安を、当該市町村の直近5年の単収実績のうち中庸な3年の平均単収で除することで、面積換算値を設定する。

各地域農業再生協議会等への通知について

- (1) 各地域農業再生協議会長に対しては、県農業再生協議会長から通知する。
- (2) 各市町村長に対しては、県農林水産部長から(1)の写しを送付する。
- (3) 各JA代表理事組合長に対しては、JA茨城県中央会長から(1)の写しを送付する。

令和8年産米の市町村別生産数量目標に相当する数値等

取扱注意

	市町村名	令和8年産米の生産数量目標に相当する数値 (A) (トン)	面積換算値 (h a)	令和7年産米の生産数量目標に相当する数値 (B) (トン)	面積換算値 (h a)	増減 (A) - (B) (トン)	面積換算値 (h a)	前年比	面積換算値 (%)
								(A) / (B) (%)	
1	日立市	2,546	511	2,351	476	195	35	108.3	107.4
2	常陸太田市	11,173	2,141	10,314	1,998	859	143	108.3	107.2
3	高萩市	1,780	361	1,643	339	137	22	108.3	106.5
4	北茨城市	3,432	687	3,168	642	264	45	108.3	107.0
5	常陸大宮市	7,337	1,439	6,772	1,337	565	102	108.3	107.6
6	大子町	3,147	653	2,905	607	242	46	108.3	107.6
7	水戸市	15,328	2,793	14,149	2,604	1,179	189	108.3	107.3
8	笠間市	8,802	1,687	8,125	1,583	677	104	108.3	106.6
9	ひたちなか市	4,546	839	4,196	784	350	55	108.3	107.0
10	那珂市	6,960	1,277	6,424	1,189	536	88	108.3	107.4
11	小美玉市	6,189	1,153	5,713	1,081	476	72	108.3	106.7
12	茨城町	7,555	1,397	6,975	1,300	580	97	108.3	107.5
13	大洗町	1,318	242	1,216	227	102	15	108.4	106.6
14	城里町	4,133	812	3,815	755	318	57	108.3	107.5
15	東海村	1,684	311	1,555	291	129	20	108.3	106.9
16	鹿嶋市	3,949	729	3,644	681	305	48	108.4	107.0
17	潮来市	7,028	1,309	6,488	1,226	540	83	108.3	106.8
18	神栖市	5,020	985	4,634	917	386	68	108.3	107.4
19	行方市	10,984	2,031	10,139	1,887	845	144	108.3	107.6
20	鉾田市	6,377	1,222	5,886	1,138	491	84	108.3	107.4
21	土浦市	7,600	1,395	7,015	1,323	585	72	108.3	105.4
22	石岡市	11,075	2,102	10,222	1,965	853	137	108.3	107.0
23	龍ヶ崎市	7,870	1,469	7,265	1,391	605	78	108.3	105.6
24	取手市	7,676	1,454	7,086	1,359	590	95	108.3	107.0
25	牛久市	1,955	371	1,805	347	150	24	108.3	106.9
26	つくば市	17,850	3,395	16,477	3,161	1,373	234	108.3	107.4
27	守谷市	1,700	325	1,569	306	131	19	108.3	106.2
28	稲敷市	26,893	4,864	24,823	4,594	2,070	270	108.3	105.9
29	かすみがうら市	7,306	1,374	6,744	1,291	562	83	108.3	106.4
30	つくばみらい市	12,401	2,336	11,447	2,175	954	161	108.3	107.4
31	美浦村	3,832	722	3,537	681	295	41	108.3	106.0
32	阿見町	2,719	494	2,509	469	210	25	108.4	105.3
33	河内町	9,090	1,668	8,391	1,567	699	101	108.3	106.4
34	利根町	3,745	692	3,457	652	288	40	108.3	106.1
35	古河市	7,927	1,534	7,318	1,445	609	89	108.3	106.2
36	結城市	5,740	1,098	5,298	1,032	442	66	108.3	106.4
37	下妻市	11,215	2,093	10,353	1,960	862	133	108.3	106.8
38	常総市	15,818	2,882	14,600	2,707	1,218	175	108.3	106.5
39	筑西市	32,418	5,811	29,925	5,487	2,493	324	108.3	105.9
40	坂東市	8,290	1,586	7,652	1,479	638	107	108.3	107.2
41	桜川市	12,043	2,198	11,117	2,069	926	129	108.3	106.2
42	八千代町	6,428	1,227	5,934	1,147	494	80	108.3	107.0
43	五霞町	2,956	578	2,728	537	228	41	108.4	107.6
44	境町	3,911	752	3,610	706	301	46	108.3	106.5
	茨城県※1	347,744	64,999	320,994	60,910	26,750	4,089	108.3	106.7

※1 面積換算値の算出に用いる単収の違いや端数処理などにより、必ずしも市町村の計と県の数値は一致しない

第3号議案

令和8年度産地交付金の活用方法について

【提案理由】

本県における令和7年産米については、米価の高騰、飼料用米一般品種の交付単価の減額等により、飼料用米の作付面積が大幅に減少し、主食用米の作付面積が大幅に増加した。

令和8年産においては、令和7年産に引き続き、主食用米の作付意向が強まる予想されることから、米価の安定を図るために、主食用米から今後も継続して需要の見込まれる品目への転換と定着化を進める必要がある。

そのため、産地交付金の県設定分については、飼料用米等への支援について、所要の見直しを行うものとする。

なお、今回提示する活用方法は国から県への配分額が昨年度と同程度の場合を想定しており、大幅な配分額の減額があった場合については、改めてメニューの見直しの提案をしていくものとする。(参考: 令和7年度当初配分額 2,047,257千円)

1 産地交付金の活用方法

(1) 地域の取組に応じた配分（国設定分）

令和8年度産地交付金の国設定メニュー^{※1}

メニュー名	対象作物	交付単価	変更内容等
新市場開拓用米の複数年契約の取組（令和8年産からの新規取組分のみ） ^{※2}	新市場開拓用米	10,000円/10a	
そば・なたねの作付けの取組	そば、なたね	20,000円/10a	・変更なし
新市場開拓用米の作付けの取組 ^{※3}	新市場開拓用米	20,000円/10a	
地力増進作物の作付けの取組	地力増進作物	20,000円/10a	

※1 概算決定に基づく内容を記載。

※2 コメ新市場開拓等促進事業に採択された者が対象。

※3 コメ新市場開拓等促進事業採択面積分は対象外。

(2) 県設定分

令和8年度 産地交付金の県設定メニュー(下線部は今回変更点)

メニュー名	対象作物	交付単価	変更内容等
① 新規需要米等生産性向上の取組への加算	新市場開拓用米	13,000円以内/10a	・新市場開拓用米の交付単価を12,000円以内/10aから13,000円以内/10aに増額。 ・加工用米、米粉用米、WCS用稻の交付単価を5,000円以内/10aから6,000円以内/10aに増額。 ・飼料用米への支援について、⑤飼料用米（多
	加工用米		
	米粉用米	6,000円以内/10a	
	WCS用稻		
	飼料用米（多収品種 ^{※1} ）	8,000円以内/10a	

	飼料用米（一般品種）	5,000 円以内/10a	収品種) 拡大加算を廃止し、多収品種を作付けする場合の加算を設ける。
②加工用米の複数年契約の取組への加算	加工用米	6,000 円以内/10a	・変更なし
③園芸作物等転換加算	れんこん、かんしょ、ねぎ、トマト、たまねぎ、ばれいしょ、にんじん、レタス、キャベツ、はくさい、子実用とうもろこし、加工用トマト、加工用ばれいしょ、かぼちゃ、有機農産物、枝物(切り枝)、青刈りとうもろこし、地域特認作物 ^{※2}	25,000 円以内/10a (新規拡大分のみ)	・対象品目に青刈りとうもろこしを追加。
④米粉用米の複数年契約取組への支援	米粉用米	6,000 円以内/10a	・変更なし
⑤飼料用米（多収品種）拡大加算	飼料用米（多収品種 ^{※1} ）	二	・廃止 (①新規需要米生産性向上等の取組に多収品種加算として追加)

※1 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2別表記載の品種及び知事特認品種

※2 地域特認作物については、各地域協議会の要望を踏まえ、県が認定する。

(3) 地域設定分

各地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）の裁量により、地域の作付の現状や課題に応じて、新規需要米や高収益作物等への支援を設定し、需要に応じた米生産や特色のある品目の産地づくりを推進する。

2 産地交付金の配分額

国から本県への当初配分額のうち、県設定分の所要見込額を県農業再生協議会へ配分するものとし、その残額を地域設定分として地域協議会に配分することとする。

(1) 県設定分

国からの追加配分（例年11月頃に予定）（「追加配分枠」の残余があった場合に限定）については、県設定の不足分に充当できるものとし、その残額を地域協議会に対して、転換作物の増加等を加味し傾斜配分する。

(2) 地域設定分

各地域協議会への当初配分に当たっては、転換拡大に向けた意欲を高められるよう、配分額の一定割合について、直近の転換作物面積の増加や生産数量目標に相当する数値（いわゆる目安）の達成状況を加味し、以下により傾斜配分するものとする。

(当初配分)

- ① 地域設定分の配分額の 97%を市町村ごとの令和7年度産地交付金当初配分（基礎配分）シェアに応じて配分。
- ② 配分額の 2.5%を令和7年度の目安の達成市町村を対象とし、市町村ごとの転換作物面積のシェアに応じて配分。
- ③ 配分額の 0.5%を全市町村を対象として、令和6年度から令和7年度への転換作物の増減に応じて配分。

- ④令和7年度に畠地化等により交付対象水田から除外され、農家への交付金支払い額が減少した市町村を対象に減額配分。
 (追加配分)
- ⑤水田活用の直接支払交付金の予算残に伴う配分額を令和8年度当初配分シェアに応じて地域設定に追加配分。(追加配分があった場合のみ)
- ⑥令和8年度に畠地化等により交付対象水田から除外され、農家への交付金支払い額が減少した市町村を対象に減額配分。
- ⑦地域協議会ごとの配分額は、①～⑥の合計とする。

(参考)

○県及び地域設定の当初配分額 (千円)

区分	令和8年度	令和7年度	令和6年度
	当初配分	当初配分	当初配分
県設定分	国からの配分により	778,387	779,859
地域設定分	正式決定	1,268,870	1,270,390
計	(令和8年2月頃)	2,047,257	2,050,249

第4号議案

いばらきの酒米生産振興緊急支援事業に係る 令和7年度事業計画及び収支予算の承認について

「いばらきの酒米生産振興緊急支援事業」の実施について

【提案理由】

1. 事業概要

主食用米の価格高騰により、酒米の生産量が大きく減少する中、酒蔵と生産者の結びつきによる取組を支援し、県産酒米の生産振興を通じた地酒づくりを促進するもの。

<支援内容>

- ・主食用米（コシヒカリ）と酒造好適米（ひたち錦等）の差額について、国のコメ新市場開拓等促進事業（1年当たり最大1万円/10a）と合わせて1/2相当額を支援
- ・2026年産における集荷団体及び県内酒蔵との契約に基づき、農業者が取り組む酒造好適米の栽培面積に応じ 10a 当たり 2万円以内を支援（予算超過の場合、単価調整による減額あり）

※臨時総会資料「報告事項6」を参照

<当協議会の担当業務>

- ・令和7年度
①事業周知、②申請受付、③申請・計画書の形式審査（記載事項のチェック・問い合わせ・修正作業等）、④県への結果報告（申請者名簿、審査結果、申請・計画書等）
- ・令和8年度
①作付状況の現地確認、②実績報告受付、③実績報告書の形式審査（記載事項のチェック・問い合わせ・修正作業等）、④県への結果報告（報告者名簿、審査結果、実績報告書等）

2. 当協議会が事業実施主体となる理由

- ・本事業は、当協議会が県内で推進する経営所得安定対策等の一つであるコメ新市場開拓等促進事業と関連した支援事業であること
- ・当協議会は、「肥料価格高騰対策事業」において、県内肥料販売者を介して多くの農業者からの申請受付や書類審査に係る業務経験を有すること

令和7年度茨城県農業再生協議会 事業計画

事 項	年 月 日	活 動 内 容
いばらきの酒 米生産振興緊急支援事業	R7 12月～	事業周知（HP等）
	R8 1月～2月	事業計画の申請受付・形式審査
	2月～3月	県への結果報告

令和7年度 収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

【いばらきの酒米生産振興緊急支援事業会計】

[収入]

(単位：円)

項目	令和7年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	(A) - (B)	備考
1. いばらきの酒米生産振興緊急支援事業委託費（県単）	300,000	0	300,000	県からの委託費
合 計	300,000	0	300,000	

[支出]

項目	令和7年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	(A) - (B)	備考
1. いばらきの酒米生産振興緊急支援事業委託費（県単）	300,000	0	300,000	
①賃金等	280,000	0	280,000	臨時職員人件費 (@2,000円×140hr)
②事務費（通信・運搬費）	5,000	0	5,000	申請書類等の郵送費用
②事務費（印刷製本費）	5,000	0	5,000	印刷, コピー代等
②事務費（消耗品費）	5,000	0	5,000	ファイル, 文具代他
③雑役務費	4,000	0	4,000	
④租税公課	1,000	0	1,000	契約書類印紙代等
合 計	300,000	0	300,000	

※県再生協議会の通常会計とは別に管理する。（新規口座開設予定）

第5号議案

役員の補欠選任について

【提案理由】

当協議会の監事であった 飯田 等 氏が、茨城県農業法人協会会長を退任したことから、茨城県農業再生協議会規約第7条第2項の規定に基づき、監事の選任をお願いしたい。

記

役員	組 織	役 職	氏 名
監事	茨城県農業法人協会	会長	宮本 貴夫

(任期は、本総会の終結時から令和8年5月の通常総会まで)

<参考>

茨城県農業再生協議会規約

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、別表1に掲げる会員をもって構成する。

(役員の定数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

「別表1」

会員（第5条）

組織・団体	役職
茨城県	農林水産部長
茨城県農業協同組合中央会	専務理事
全国農業協同組合連合会茨城県本部	副本部長
茨城県食糧集荷協同組合	専務理事
茨城県食糧販売協同組合	常務理事
茨城県農業共済組合連合会	参事
茨城県信用農業協同組合連合会	代表理事専務
茨城県農業会議 (茨城県担い手育成総合支援協議会) (茨城県耕作放棄地対策協議会)	専務理事
茨城県土地改良事業団体連合会	専務理事
公益社団法人茨城県農林振興公社	常務理事
公益社団法人茨城県畜産協会	専務理事
茨城県農業経営士協会	会長
茨城県農業法人協会	会長
茨城県認定農業者協議会	会長
茨城県稻作経営者会議	会長
県北地区農業協同組合協議会	会長
鹿行地区農業協同組合協議会	会長
県南地区農業協同組合協議会	会長
県西地区農業協同組合協議会	会長
茨城県	農林水産部産地振興課長
茨城県	県北農林事務所長
茨城県	県央農林事務所長
茨城県	鹿行農林事務所長
茨城県	県南農林事務所長
茨城県	県西農林事務所長
茨城県農業協同組合中央会	県域営農支援センター長
オブザーバー	
関東農政局	地方参事官

令和7年12月
茨城県農業再生協議会

令和7年産需要に応じた米生産の推進結果について

1 令和7年産の取組目標

令和6年12月に開催した茨城県農業再生協議会臨時総会において、「生産数量目標に相当する数値（目安）」が決定されたところであり、関係機関一丸となって取組を進めた。

2 主な推進方法

- ソーシャルメディア（Facebook）、ホームページを活用した情報発信
- 地域別意見交換会の開催（令和6年10月）
- 県設定産地交付金メニューの内容を拡充（令和6年12月）
 「飼料用米（多収品種）拡大加算」を新規設定
 「新規需要米生産性向上等の取組への加算」対象品目：加工用米を追加
 交付単価：新市場開拓用米を12,000円/10aに増額

- 「米粉用米の複数年契約取組加算」交付単価：6,000円/10aに増額
- 担当者向け説明会、需要に応じた生産に係るシンポジウムの開催（令和7年1月、2月、4月）
- 需要に応じた米生産推進チラシの作成・配布（令和7年2、3月）
- ホームページでの飼料用米生産ガイドの公表、収入試算ツールの運用（令和5年5月～）
- 新聞広告の掲載（令和6年6月、令和7年2月）
- 県米穀工業協議会会員への需要に応じた生産に向けた協力依頼文書の送付（令和7年3月）
- 県米穀工業協議会会員との訪問による意見交換の実施（令和7年6月～）

3 結果

米価の上昇を背景に飼料用米から主食用米へ回帰したことにより、令和7年産については「生産数量目標に相当する数値（目安）」を5,790ha超過した。

表1：令和7年産米の作付動向

（単位：ha）

生産数量目標に相当する数値（目安）	水稻の作付面積※									目安と主食用米の差	
	全水稻	加工用米	④	新規需要米					備蓄米		
	①	②		米粉用米	飼料用米	WCS	新市場開拓用米	その他	⑤	⑥=②+③+④+⑤	⑥-①
R5	59,668	74,300	947	15,359	55	13,886	653	762	3	217	57,800
R6	59,664	73,500	1,291	12,170	95	10,347	638	1,089	1	125	59,900
R7 見込 (9月15日時点)	60,910	73,500	1,082	5,716	98	4,173	546	898	1	0	66,700
差 (R7-R6)	1,246	0	▲209	▲6,454	3	▲6,174	▲92	▲191	0	▲125	6,800
											5,554

※四捨五入の関係で合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

表2：令和7年産畑作物の作付動向（令和7年11月末日時点）（単位：ha）（茨城県農業再生協議会調べ）

	麦	大豆	そば	飼料作物	高収益作物
R5	4,677	2,183	1,119	628	4,051
R6	4,617	2,075	1,072	569	4,197
R7 (11月末時点)	4,104	1,902	1,079	510	4,126
差 (R7-R6)	▲513	▲173	7	▲59	▲71

※麦・大豆・飼料作物・高収益作物には畠地化促進事業活用面積を含む。

※基幹作＋二毛作の合計とする。

飼料用米の多収品種への移行について

1 現状

本県における令和 7 年産の飼料用米は 4,173ha。このうち知事特認品種を含めた多収品種は 3,900ha で全体の 93%、残り 273ha（全体の 7% 相当）が一般品種での対応となっている。

○多収品種の面積推移

年度	飼料用米面積(ha)	多収品種面積(ha)	多収品種割合(%)
R5	13,886	4,496	32
R6	10,347	8,137	79
R7	4,173	3,900	93
R8（目標）	4,173	3,964	95

(参考) 多収品種作付面積 (R7)

- (専用) ①夢あおば 1,685ha ②オオナリ 311ha ③北陸193号 156ha
 (特認) ①月の光 854ha ②あきだわら 567ha ③ちはみのり 199ha

2 令和 8 年産種子の確保に向けた対応状況

○多収品種の生産拡大に向けた広報活動

- ・推進用チラシの作成・配布（令和 7 年 7 月）
- ・新聞広告の掲載（日農）（令和 7 年 6 月）
- ・推進用チラシのホームページへの掲載

○知事特認品種の拡大

- ・「月の光」に加え、令和 5 年度に「あきだわら」、「ちはみのり」の認定を取得。
 現在、新たな特認取得に向けて検討中。

○（一社）日本草地畜産種子協会からの入手促進 4,080kg（面積換算で約 117ha）

○民間種苗業者からの入手に係る情報提供

- ・「ちはみのり」種子の入手先について、地域協議会あてに文書を作成し、情報提供（令和 7 年 6 月）

3 令和 9 年産に向けた対応方針

令和 8 年産については、多収品種と一般品種の間での交付金の価格差が 10aあたり 20,000 円とさらに開くため、多収品種への転換が一層進むと考えられることから、7 年産に引き続き、次の手法を総合的に活用し、種子確保を進めていく。

- ①需要に応じた正種子（県種子）の確保 ②知事特認品種の活用 ③自家採種による確保
- ④他県からの入手 ⑤（一社）日本草地畜産種子協会などからの入手促進
- ⑥民間苗業者からの入手に係る情報提供

令和 7 年 12 月
茨城県農業再生協議会

令和 7 年度畑地化促進事業の実施状況について

1 目的

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的支援を行う。

2 内容

(1) 畑地化支援

水田を畑地化して、高収益作物（野菜、果樹、花き等）及び畑作物（麦、大豆、飼料作物等）の本作化に取り組む農業者を支援する。

(2) 定着促進支援

水田を畑地化して、高収益作物及び畑作物の定着等に取り組む農業者を 5 年間、継続的に支援する。

(3) 補助単価（令和 7 年産単価）

区分	1 畑地化支援	2 定着促進支援
高収益作物	10.5 万円/10a	2.0(3.0※) 万円/10a × 5 年間 ※加工・業務用野菜等の場合
畑作物	10.5 万円/10a	2.0 万円/10a × 5 年間

3 令和 7 年度採択状況(茨城県)

要望額	配分額
181,795,900 円	181,795,900 円

※要望どおり全額採択

4 スケジュール

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月～
要 望 調 査		配 分 予 定 額 通 知	要 望 額 精 査		正 式 配 分 通 知	対象作物の出荷・販売の 実績確認後、交付金交付

(参考) 畑地化支援面積の推移

区分	R3	R4	R5	R6	R7	計
畑地化面積	701a	109,033a	50,057a	33,511a	10,913a	204,215a
支援単価 (10aあたり)	175,000 円	高収益 175,000 円 その他 105,000 円	高収益 175,000 円 その他 140,000 円	高収益 140,000 円 その他 140,000 円	高収益 105,000 円 その他 105,000 円	—
主な品目	トマト・葉物類	れんこん・芝・ばれいしょ	れんこん・芝・麦	れんこん・芝・麦	れんこん・麦	—

令和 7 年 12 月

茨城県農業再生協議会

令和 6・7 事業年度施設園芸等燃料価格高騰対策の取組について

1 令和 6 事業年度（事業実施期間：R6. 7～R7. 6）の取組結果について

(1) 事業概要

加温期の燃料価格高騰時に、野菜、果樹及び花きの施設園芸を営む農業者に対して交付金が交付されるセーフティネット（生産者と国の1:1の負担で造成された資金）構築事業の活用を推進し、農業者の支援に努める。

(2) 直近（R4～R6）事業年度の補助金支払実績について

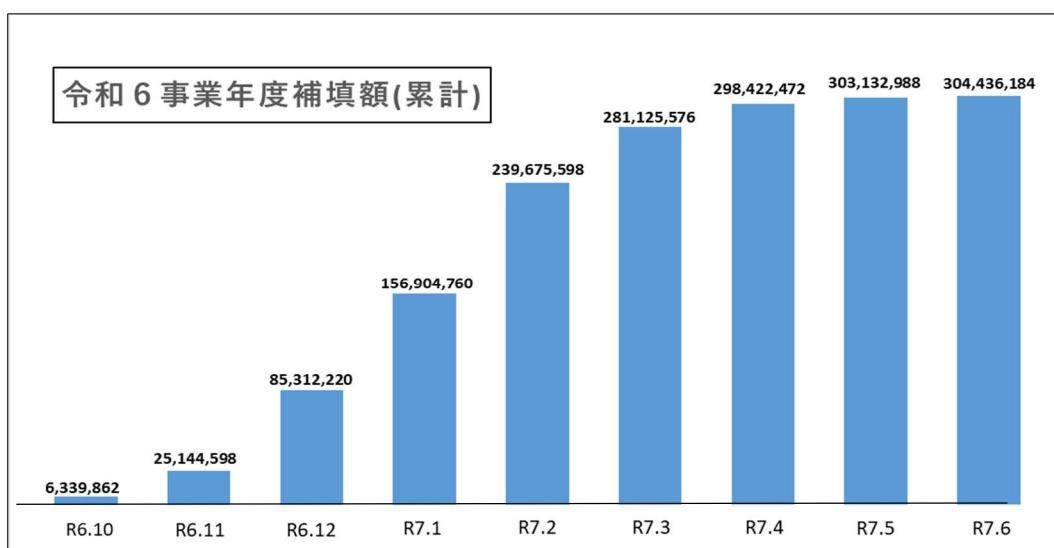
事業年度	加入者数	補助金交付額	対象期間
R 4	36 団体・302 名	228,141 千円	R4. 10 月～R5. 6 月
R 5	42 団体・348 名	252,910 千円	R5. 10 月～R6. 6 月
R 6	42 団体・352 名	296,802 千円	R6. 10 月～R7. 6 月

(3) 令和 6 事業年度における燃料別補填金交付状況について

燃料別	燃料購入数量	A 重油換算数量	補填金交付額
A 重油 (L)	11,104,542.5 L	11,104,542.5 L	245,810 千円
灯油 (L)	155,305.3 L	145,831.7 L	3,552 千円
LP ガス (kg)	468,656.6 kg	608,784.9 L	11,469 千円
LNG (m³)	1,120,896.2 m³	1,748,598.1 L	43,605 千円
合計			304,436 千円

<令和 6 事業年度補填金額累計>

(単位：円)



2 令和 7 事業年度（事業実施期間：R7. 7～R8. 6）の公募結果について

- ・加入者数：42 団体・342 名
- ・積立予定額：331,752,100 円

令和 7 年 12 月

茨城県農業再生協議会

令和 7 年度国内肥料資源利用拡大対策事業について

1 事業目的

近年の肥料価格の高騰を受け、海外の輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥などの未利用な国内資源肥料への転換を進めるため、施設整備や関係機関の連携強化を支援するもの。

2 取組概要

(1) 事業の内容

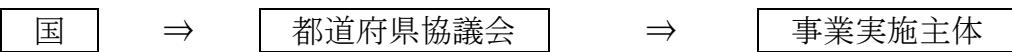
- 施設整備等への支援…堆肥の高品質化・ペレット化等、広域流通に必要な施設整備を支援。
- 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援…圃場での効果検証、成分分析、検討会開催、機械導入等の支援。

(2) 支援対象となる肥料

肥料法に基づく登録・届出がされたもの。または登録・届出されることが見込まれる肥料。

(3) 支援内容

事業費の 1/2 以内、または定額

3 本事業の流れ

※連携計画に定められた三者（原料供給事業者・肥料製造事業者・肥料利用者）がすべて県内に所在する場合については、管轄する都道府県協議会に申請。なお、連携計画が複数の県にまたがる場合は、事業実施主体が直接国に申請する。

【農林水産省（関東農政局）とのやりとり】

- 事業実施計画の申請・採択、交付申請・決定
- 実施状況報告書（実績報告書）の提出

【事業実施主体とのやりとり】

- 申請書類の確認
- 交付申請に対する交付決定・支払
- 遂行状況報告書・実施状況報告書（実績報告書）・評価報告書の確認
- 事業実施に関する事務及び指導・監督、現地確認等

4 令和 7 年度の取組結果

令和 7 年度における事業の取組件数は、0 件となった。

※第 4 次要望までの期間において、事業者から 6 件の申請があったが、事業者からの申請取り下げや連携計画が複数の県にまたがることに伴う申請先の変更により、茨城県に対する申請件数は 0 件となった。

令和 7 年 12 月

茨城県農業再生協議会

いばらきの酒米生産振興緊急支援事業について

1 事業目的

主食用米の価格高騰により、酒米の生産量が大きく減少する中、酒蔵と生産者の結びつきによる取組を支援し、県産酒米の生産振興を通じた地酒づくりを促進するもの。

2 取組概要

(1) 支援対象者

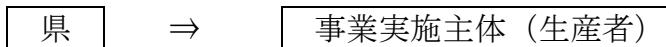
- ・茨城県内で酒造好適米を生産していること。なお、ここでいう酒造好適米とは、農産物規格規定（平成十三年二月二十八日 農林水産省告示第二百四十四号）第一の二の（二）のハに掲げる、茨城県の産地品種銘柄 6 品種をいう。
- ・茨城県内に所在する酒蔵又は JA と、契約に基づいた栽培を行い、酒造好適米を茨城県内に所在する酒蔵又は JA に出荷・販売すること。
- ・高品質安定生産に資する取組を 1 つ以上実施すること。

(2) 支援内容

酒造好適米の栽培面積に応じ 10a 当たり 20,000 円以内を支援

3 本事業の流れ

○交付決定・交付金の支払い



○申請書類の審査



○県農業再生協議会の役割

- ・申請書類の確認
- ・実施状況報告書（実績報告書）の確認

4 スケジュール

年月 日	R8 年 1 月～2 月	3 月	4 月～10 月	11 月～R9 年 3 月
手 續 き	交付申請書の提出	交付決定	対象作物の生産 生産・出荷実績を確認	補助金の支払い
備 考	生産者 →県協議会	県 →生産者	対象作物の作付け：生産者 生産・出荷実績の確認：県・県協議会	県 →生産者

いばらきの酒米生産振興緊急支援事業（新規）



【R7.9月補正予算額 19百万円】

農林水産部産地振興課農産・特産振興G (029-301-3921)

主食用米の価格高騰により、酒米の生産量が大きく減少する中、酒蔵と生産者の結びつきによる取組を支援し、県産酒米の生産振興を通じた地酒づくりを促進します。

＜支援対象＞

酒造好適米を栽培し、県内の酒蔵に出荷する県内の農業者

※農産物検査規格において定める醸造用玄米の
産地品種銘柄に限る。

＜支援内容＞

○主食用米「コシヒカリ」と「酒米（ひたち錦等）」の差額について、

国との支援と合わせて1/2相当額を支援

- ・2026年産における集荷団体及び県内酒蔵との契約に基づき、農業者が取り組む、酒造好適米の栽培面積に応じ10a当たり20,000円を支援

＜採択要件等＞

- ・農業者と酒蔵等との契約栽培の実施
- ・高品質安定生産に係る取組の実施

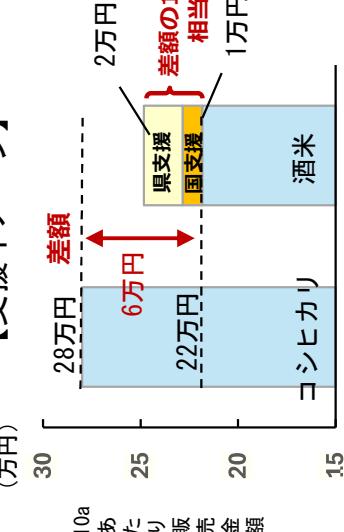


契約栽培



－ 24 －

【支援イメージ】



令和 7 年度産地づくりに向けた体制構築支援事業について

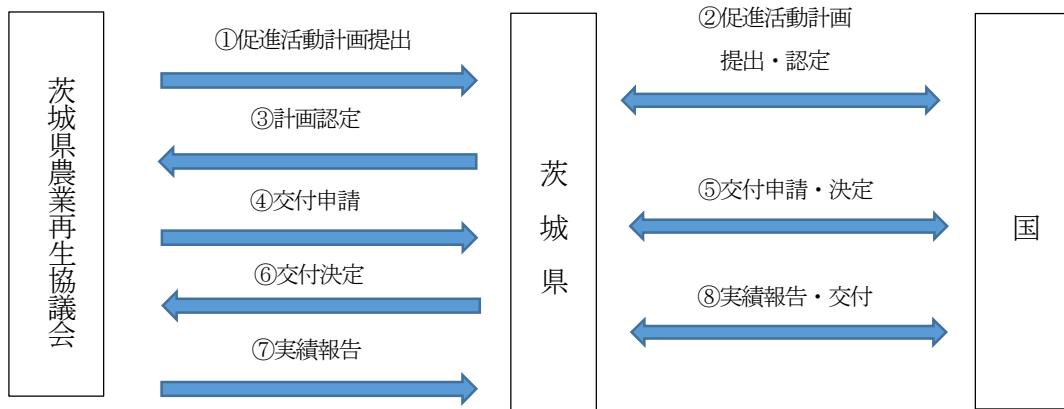
1 目的

水田の畑地利用への円滑な移行を促すため、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等を進める。

2 内容

- (1) 概要： 畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築のための調整（現地確認や打合せなど）に要する経費を支援。
- (2) 実施主体： 茨城県農業再生協議会
- (3) 事業費： 3,000 千円
- (4) 補助率： 定額
- (5) 主な取組内容
 - ・畑地化の推進
 - ・飼料用米多収品種導入の推進
- (6) 対象経費：謝金、旅費、賃金及び共済費等、事務等経費、委託費、借上費、需用費、役務費

3 事務フロー図



4 令和 7 年度の実施状況

- (1) 畑地化の推進
 - ・実証展示ほの設置（高収益作物の導入）県内 8 か所
 - ・普及広報資料の作成・配布
 - ・説明会・シンポジウム等の開催
- (2) 飼料用米多収品種の推進
 - ・多収品種種子購入推進用チラシの作成・配布（3 月）

報告事項 8

令和 7 年 12 月
茨城県農業再生協議会

茨城県農業再生協議会 会長 殿

内部監査責任者（JA中央会） 齋藤 豪
内部監査員（茨城県） 佐藤 恵利

令和 7 年度上期 茨城県農業再生協議会 内部監査結果報告書

茨城県農業再生協議会内部監査実施規程に基づき実施した内部監査結果について、
下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施日時

令和 7 年 11 月 4 日（月） 13：30～15：30

2. 実施場所

茨城県 JA 会館 3 階 中央会ミーティングルーム（大）

3. 受検者

茨 城 県：植木 崇斗、 藤本 雛子、 重藤 富美江

J A 中央会：田中 研一、 寺山 義弘

4. 監査項目及び範囲

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの文書・会計事務処理等

5. 内部監査結果

（1）指摘事項

なし

（2）要望事項

契約業務において契約書を作成する基準の明確化と事務手続きについて適正な対応をお願いいたします。

以 上